

市有施設 受動喫煙防止対策

令和元年5月14日 臨時部長会議
 総務部庶務課
 長野市保健所健康課

<改正健康増進法の施行日程について>

- ・平成31年1月24日から、喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮するという配慮義務が、すべての人を対象に施行
- ・令和元年7月1日には、法の一部施行により、第一種施設と区分される施設については、原則敷地内禁煙
- ・令和2年4月1日から、全面施行となり、第一種施設と喫煙目的施設以外は第二種施設となり、原則屋内禁煙

◎改正健康増進法に基づく市有施設での受動喫煙防止対策

- ① 第一種施設 敷地内禁煙 令和元年7月1日から施行
- ② 第一種以外の施設 屋内禁煙 令和2年4月1日から施行

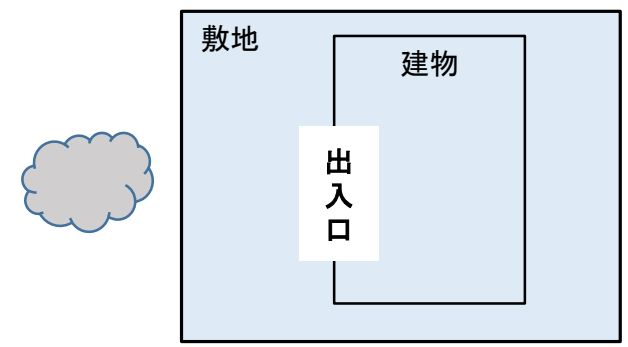
長野市では平成30年4月1日から職員が使用する市施設では、原則屋内禁煙の対応
 ※ 平成30年3月 総括安全衛生管理者(総務部長)名通知

改正健康増進法に基く、市有施設の施設区分

(4/15~4/19 庁内各部局に確認実施したもの)

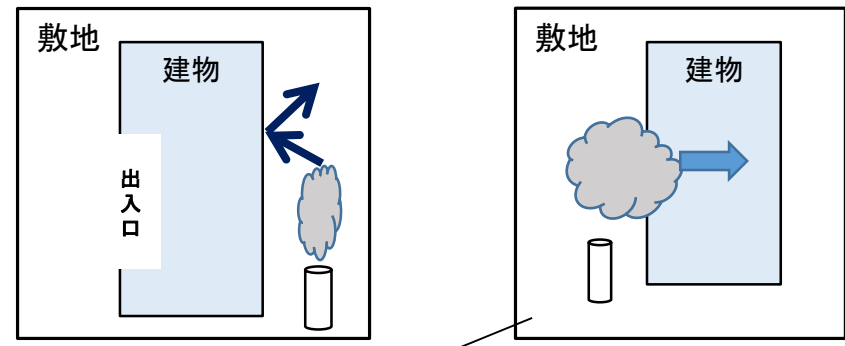
	施設種類	主な施設
第一種施設	行政施設	本庁舎、支所、資源再生センター、衛生センター、消防署など
	保健福祉施設	保健所、保健センター、福祉センター、障がい者施設、保育所など
	医療施設	診療所
	産業振興施設	観光施設以外の産業振興施設
	学校教育施設	給食センター、青少年錬成センター、教育センター、三輪中間教室など
	生涯学習文化施設	図書館、市立公民館、文化財、第二種以外の生涯学習施設
	その他の施設	水道維持課、浄水場など
第一種施設以外	産業振興施設	直売所、工房、観光振興関係物販施設など
	観光レジャー施設	スキー場、温泉施設、動物園など
	体育施設	体育館、スポーツセンター、屋内運動場、市民プールなど
	生涯学習文化施設	博物館、文化ホール、芸術館、音楽堂、地域公民館(職員の常駐なし)など
	その他	斎場、もんぜんプラザ(複合施設)、市バス関連施設など

**第一種施設
敷地内禁煙**



非喫煙区域

**第一種施設以外の施設
屋内禁煙**



※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することは可能だが、推奨するものではない。国の示した基準に合致するもの以外の設置はできない。

国が示す基準

- ・パーティション等により喫煙できる場所を区画する。
- ・喫煙をすることができる旨を記載した標識を掲示する。
- ・利用するものが通常立ち入らない場所に設置する。

※近隣の建物に隣接するような場所に設けない等配慮をすることが望ましい。

※建物内への煙の流入や建物に出入りする人への受動喫煙を防ぐことに留意すること。（平成22年厚労省事務連絡）

※改正健康増進法にも、周囲の状況に配慮しなくてはならないという配慮義務が規定されている。

<今後のスケジュール>

- ・5月21日 市議会政策説明会
- ・施設管理者から施設利用者等へ周知
- ・市民に向けての周知：広報ながの、ホームページ、ラジオ(FMぜんこうじ)等活用し、改正健康増進法について周知

長野市市有施設における喫煙施設の設置に関する注意事項

屋外における喫煙施設が適正に設置されることを目的に、受動喫煙防止対策及び火傷や火災の未然防止、環境美化の観点から、設置する場合の注意事項をまとめるもの

・主な内容

【設置をする前に】 その必要性と前提条件を確認、検討すること

- ・ 改正健康増進法における第一種施設か否か
- ・ 設置しようとする場所の周辺状況の確認
(学校・病院・児童福祉施設等との距離、他の喫煙場所との距離など)
- ・ 想定する利用人数及び必要面積 (喫煙施設面積の目安 一人当たり1 m²程度)
- ・ 設置後の維持管理体制
- ・ 近隣住民等への事前説明及び周知

【技術的留意事項】

1 形状

- ア 開放系 屋根や一部の囲いのみの構造または灰皿のみの設置
- イ 閉鎖系 屋根と壁で完全に囲われ、室内の空気を屋外に排気する装置等で喫煙施設内の環境を管理するもの

2 表示・掲示

出入口等に次の事項について表示をすること

- (1) 喫煙施設である旨
- (2) 同時に喫煙可能な人数の目安(設定している場合)
- (3) 適切な使用方法
- (4) 喫煙施設の場所の周知(近くを往来する人や非喫煙者等への周知)

3 設置場所等

周辺の状態を確認し設置場所および施設構造を検討すること

- (1) 設置位置(付近の地面より高い位置が望ましい)
- (2) 近隣施設の出入口、人の往来区域等からの距離等
- (3) 施設構造(クランクの有無、屋根の傾斜、外から内部がみえる構造など)
- (4) 喫煙エリアを明確にし、誤って往来者等が接触しないよう十分配慮すること

4 喫煙施設のメンテナンス

施設規模及び使用頻度に応じた定期的な清掃及びメンテナンスを実施すること
併せて、煙だけでなく臭いに関する対策も可能な限り講ずること

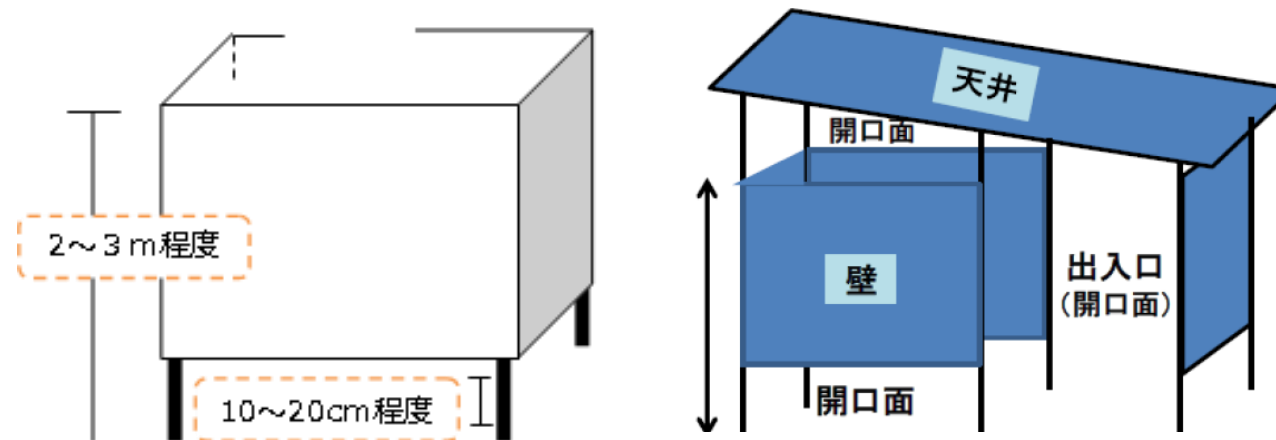
5 喫煙施設の使用法の遵守

喫煙施設を効果的に使用するため、喫煙施設エリア外で喫煙しない、確実にたばこの火を消すなど利用者に対する周知徹底を図ること

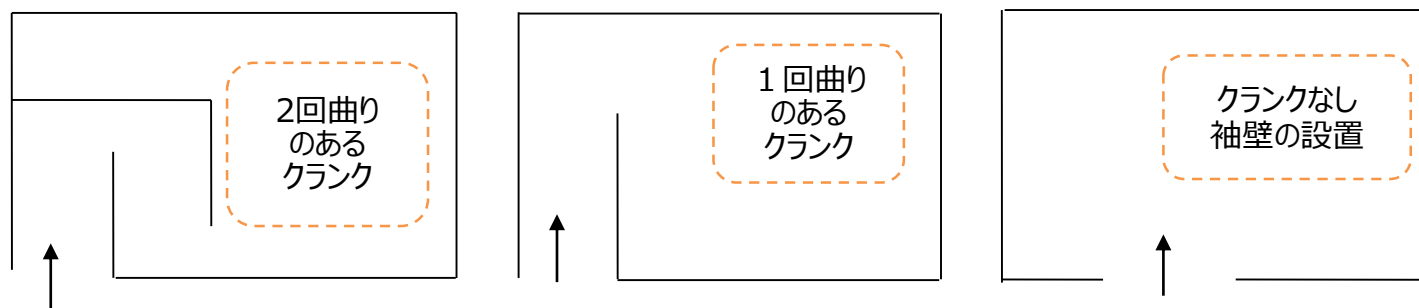
喫煙施設の事例（イメージ）

（１）パーテーションによる区画（対象：すべての施設）

【立面図】



【平面図】



(2) 衝立や植栽等による区画 (対象：すべての施設)

喫煙エリアの境に衝立や植栽等を配置し、喫煙空間の意識づけ



(3) スタンド灰皿のみ (対象：第1種以外の施設)

やむを得ず、スタンド灰皿のみ設置する場合

施設の出入口から極力離すこと (出入口から7m以上が望ましい)

たばこの煙が建物内に流入しないようにすること

喫煙エリアであることがわかるよう、看板等を設置すること